

## 第15回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成30年9月21日（金）午後2時00分  
閉 会 平成30年9月21日（金）午後2時41分  
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

### 2 会議録署名委員

- 13番 田中仁志 委員      14番 伊藤久夫 委員  
17番 石坂脩 委員（会長）

### 3 出席委員

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 朝倉泰則 委員  | 2番 千金楽千詠 委員 |
| 3番 田中繁 委員   | 4番 榎本重雄 委員  |
| 5番 志水清隆 委員  | 6番 戸塚孝 委員   |
| 7番 川辺初太郎 委員 | 8番 都築一 委員   |
| 9番 菊池伸明 委員  | 10番 小林茂 委員  |
| 11番 平田佳子 委員 | 12番 澤井泰造 委員 |
| 13番 田中仁志 委員 | 14番 伊藤久夫 委員 |
| 15番 筒井敏彦 委員 | 16番 河内邦男 委員 |
| 17番 石坂脩 委員  | 18番 松村良夫 委員 |
| 19番 市川耕作 委員 | 20番 小牧直子 委員 |

### 4 議 長

- 17番 石坂脩 委員（会長）

### 5 事務局（説明員）

加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 樫澤有一事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
  - (1) 9月度活動報告について
  - (2) 次回の総会開催日
  - (3) その他

午後2時00分開会

○議長（石坂委員） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から、第15回府中市農業委員会総会を開会します。

先日台風が来ましたが皆さん大丈夫でしたか。（「被害なし」の声）

被害がないのは幸いでしたが、今年は次々に台風が発生していますので、今後も注意するようにしてください。

それでは、会議に入ります。本日は、全員の方が出席しています。

会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、13番、田中仁志委員さん、14番、伊藤委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇から〇〇の合計12筆、1,655平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年8月20日、転用の目的は店舗及び駐車場となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は八幡町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、府中町〇の〇〇の〇、1,131平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年8月27日、転用の目的は有料老人ホームとなっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、都築委員さん如何でしょうか。

○委員（都築委員） はい、9月15日に現地を確認したところ、もう重機が入ってしまっていて、問題ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第2項、田中仁志委員さん如何でしょうか。

○委員（田中仁志委員） はい、9月19日に現地をみてきました。元々は市民農園となっていたところで、市から返還を受け更地となっていますが問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は西東京市芝久保町〇の〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は朝日町〇の〇の〇〇，〇〇の合計2筆、660平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年8月31日、転用の目的は建売住宅4棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は南町〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、525平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年9月3日、転用の目的は会社用駐車場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、都築委員さん如何でしょうか。

○委員（都築委員） はい、こちらも9月15日に現地の確認をしましたところ、里芋とねぎが植えてありましたが問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、9月18日に現地の確認をいたしました。トラクター

が入って畑はきれいになっていました。これといった問題はありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願いの件数は3件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、天神町○の○○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は、天神町○の○○の○から○、○○の○から○○の小計8筆、畑、3, 552平方メートルの内532. 80平方メートル。幸町○の○○の○、○、○○の○、○○の○の小計4筆、畑、8, 833平方メートルの内2, 962. 85平方メートル。幸町○の○○の○、○○の○、○、○の小計4筆、畑、2, 071平方メートルの内509. 70平方メートル。府中町○の○○の○、○の小計2筆、畑、1, 440平方メートル、合計18筆、畑、5, 445. 35平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台○の○○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は、朝日町○の○○の○、畑、500平方メートル。

第3項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、四谷○の○○の○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は、西原町○の○の○、○の○、四谷○の○○の○、○○の○、○、○、○○、四谷○の○○の○、西府町○の○○の○の合計9筆、畑と田を合せて、4, 208平方メートル。

3ページから5ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、6ページから8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

9ページから11ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。



お願いします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、17日に現地確認をしましたが、普段から通っていて見ている、一部にさつまいも、里芋が植えてあり、栗が一部に植えてあります。空いているところがありますが肥培管理は問題なく、5月にご主人が亡くなりやむを得ないと思います。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は6件です。第1項から第6項まで続けて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成27年9月1日から平成30年8月23日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市前原町○の○の○○、○○○○○、土地の所在は浅間町○の○の○○、畑、1,756平方メートル。

第2項、次の者が平成27年9月7日から平成30年9月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○他1筆、○○の○他2筆、○○の○の合計6筆、畑、3,436平方メートル。

第3項、次の者が平成27年9月7日から平成30年9月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、若松町○の○の○、○、○の合計3筆、畑、1,939平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成27年11月6日から平成30年9月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、紅葉丘○の○○の○の一部、○○の○から○、○、○、白糸台○の○の○、○、○の一部、○の○の一部、○○の○、○、○、○○の○から○、○、○○の○、○、○、○、○○の○、○、○、○、○○の○の合計29筆、畑、10,894.14平方メートル。

第5項、次の者が平成27年11月6日から平成30年9月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇の一部、白糸台〇の〇〇の〇の一部の合計2筆、畑、4,338.70平方メートル。

第6項、次の者が平成27年9月1日から平成30年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、多磨町〇の〇〇の〇の一部、1,416平方メートル。

3から5ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、植木を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いいたします。

7から10ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

11ページの案内図は当該地を示しております。

12から14ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

15ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項、第3項の現地確認は河内委員さんをお願いしています。

16から20ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

21、22ページの案内図は当該地を示しております。

23から25ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、柿、栗、じゃがいも等を生産しています。

26、27ページの案内図は当該地を示しております。

28から30ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、大根、里芋等を生産しています。

31ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第4項から第6項の現地の確認は都築委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、菊池委員さん如何です



か。

○委員（菊池委員） はい、こちらは植木を生産しておりまして、何ら問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、第3項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、第2項と第3項は親子で畑も近くなので、常日頃から見えております。○氏の右側の当該地の右側にはハウス2棟、左側は大型のハウス1棟とハウスを設置して生椎茸等を栽培しています。左側の当該地は新たにハウスを3棟建てまして、後はピーマン、なす等野菜を作っています。○○氏の当該地はねぎ、キャベツ、ブロッコリーなどが作られていました。それぞれ肥培管理が適正に行われ問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項から第6項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、第4項の紅葉丘の農地は栗、柿が植えてあり、他に里芋などが作られていました。白糸台○丁目○、○は栗、柿が植えてありました。○丁目○○は竹林と梅が植えてあります。○丁目○○、○○、○○、○○はみかん他果樹が植えてあり肥培管理も良好で問題ありません。第5項の紅葉丘の農地は柿、栗が植えてあります。白糸台の方は柿が植えてあり問題ありません。第6項の畑は草もなく良く管理されていて問題ありません。以上です。

○議長（石阪委員） はい、ありがとうございました。他に、ご意見等ございますか。

○委員（松村委員） はい、今の4項5項ですが、筆で一部というのがありますが、どうしてなのか分かりますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、納税猶予は生産緑地になっていないと掛けられないので、あまり例はありませんが、生産緑地に指定する段階で対象の場所は筆の一部と申請したと思われまます。

○委員（河内委員） 文書では一部という表現ですが、図面上では生産緑地とそうでない部分は明確に分かれていますね。

○事務局（樫澤事務職員） はい。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項については、証明することいたします。

次に、8「その他」に入ります。（1）「9月度活動報告について」及び（2）の

「次回の総会開催日」の説明を続けて事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、9月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が8月23日に開催され、農地法4条の届出が2件、農地法5条の届出が1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が5件、また、特定農地貸付けの承認についてが1件、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について報告が公園緑地課からありました。その他の審議していただきました。

8月30日午前には、認定農業者等の担い手支援推進会議が農業会議で開催され、また、午後には、主任職員協議会が同場所で開催され、いずれも事務局が出席いたしました。

9月に入りまして、9月18日には、第6回常設審議委員会及び現地研究会が江戸川区で開催され、会長が出席されました。

最後になりますが、9月18日夜には、農業簿記講習会が北庁舎3階会議室で開催され、3名の方が参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが、前回の総会で10月の開催日を「10月23日火曜日を予定しております」とお伝えしましたが、北多摩地区農業委員会連合会理事会が急遽実施されるため、総会を翌日の10月24日、水曜日、午後2時からとし、場所は第4会議室での開催とさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、11月は22日、木曜日、午後2時から開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。次回は当初23日に開催としていましたが、急遽、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催されることになりましたので、次の日に変更させていただきます。申し訳ございません。

先日、江戸川の小松菜農家3件、それと枝豆は終わりましたが江戸川の会長さんの畑の視察に行きました。小松菜はパイプハウス、大型ハウスなどで通年作ってしまして、最後に行った若手の農家ではお父さんと2人で作っていて、小松菜だけで年間1千4百万ほどの売上げがあるそうです。出荷先は学校給食や契約レストランなどに出荷しているようで、市場は規格が難しいので少ないそうです。仲間3人で連携しながら栽培しているそうです。年に1回は土壌消毒、年に1回は落ち葉を堆肥

として入れているそうです。都内でも一生懸命やっている農家がおられて感激し、改めてこちらも頑張らなければと思いました。

次に、(3)の「その他」に入ります。

委員さんから何かありますか。(…)

事務局からありますか。

○事務局(佐伯事務職員) はい、会長、お配りした資料のうち、まず管外視察についてですが、日程は10月4日、5日の1泊2日、集合は午前7時50分までに大國魂神社鳥居前となります。研修先等詳細は記載のとおりとなりますが、時間の都合で行程が変更になる場合もありますのでよろしくお願いします。また、以前にお知らせしていた行程と多少異なりますが、ご了承のほどお願いします。次に復路についてですが、朱書きで記載しておりますとおり帰りのみ降車場所を若松町の肉スタ府中若松町店、旧ちゃぶまる付近と大國魂神社の2か所といたしますので、当日どちらかを小柴局長までお知らせください。

次に裏面の内容ですが、健康保険書を必ず持参し、自己管理でお願いします。当日、体調などにより急きょキャンセルする場合は、記載の小柴局長の携帯電話に連絡をお願いします。なお、キャンセルの場合、費用の負担が発生いたしますのでよろしくお願いします。

もう一枚がクボタの工場見学の注意事項が記載されている印刷物ですが、後ほどご一読をお願いします。視察研修については以上のとおりです。

次に、平成30年度農業委員会活動推進フォーラムの開催についてですが、日時は10月30日、火曜日、1時30分から、府中市生涯学習センター2階講堂ですが、記載のとおり参加人数に制限が設けられています。このような場合は、従前からの取り決めで、農業経営部会と土地利用部会で交互に参加することになっており、昨年は土地利用部会の委員さんに参加をお願いしましたので、今回は農業経営部会の委員さんに参加をお願いしたいと思います。

農業経営部会の委員さんは議席順に、朝倉委員、千金楽委員、田中繁委員、榎本委員、志水委員、川辺委員、都築委員、平田委員、筒井委員、石阪委員、松村委員、市川委員、以上12名の委員さんとなります。よろしくお願いします。なお、都合で参加できない場合は10月5日までに事務局へご連絡をお願いします。

次に、農業新聞普及推進のチラシですが、農業会議より普及推進月間8月から10月ということで届いておりますので、よろしくお願いします。

最後に、例年行っている生産緑地等を対象にした農地パトロールの件につきましてですが、公園緑地課からの依頼がまだきておりませんが、予定としまして、10月の総会にはお配りできるようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○事務局（加藤主査） はい、もう一点、平成30年度府中市梨、ぶどう品評会入賞者についてですが、お配りしている入賞者一覧表をご覧ください。

品評会は先日の9月3日、4日に梨、ぶどう品評会を開催いたしました。場所は市役所1階市民談話室で行いました。審査結果については最優秀賞、合せて特別賞としまして、東京都果実生産団体協議会長賞が日新町の〇〇〇〇さんの梨、稲城が入賞され、優秀賞には本宿町の〇〇〇〇さんの梨、豊水が入賞したほか記載の通りとなっています。総出品数は5品種、28点で審査員、審査講評につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、ここまでで、ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、本日の議事はすべて終了となりますので、「第15回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。